

江東区監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第18条の規定に基づき、令和3年度第2回定期財務監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年1月17日

江東区監査委員	松	土	英	男
同	藏	田	朝	彦
同	佐	藤	信	夫
同	甚	野	ゆ	ずる

[生活支援部 医療保険課]

<p>指 摘 事 項</p>	<p>医療保険課の窓口においては、国民健康保険料納付証明書、国民健康保険資格状況証明書等を日常的に交付し、交付手数料を受領している。</p> <p>本監査において、同手数料にかかる現金出納簿、領収書控、収入日計表等の関係書類を点検するとともに、職員からの聞き取りを行ったところ、以下のような不適切な会計処理が確認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員が令和3年2月19日及び同年3月15日に窓口で受領した証明書交付手数料のうち、6件分（合計1,800円）を、指定金融機関等に納付することなく、監査において判明するまでの3～4ヶ月の間、現金のまま課内に留め置いていた。</li> <li>(2) そのため、同手数料は出納閉鎖期日までに納付されず、令和2年度の歳入として計上されるべきところ、計上されなかった。</li> <li>(3) 同手数料を受領した際、その旨を現金出納簿に記帳していなかった。</li> <li>(4) 受領した現金が適正に納付されていることを確認する体制が、整えられていなかった。</li> <li>(5) その他、現金出納簿の残額欄がゼロと記帳されているものの、実際には現金が課内に存在していた例や、現金出納簿の金額や日付の記帳誤り、記帳漏れなどが散見された。</li> </ol> <p>収納金の払込期日等については江東区会計事務規則第32条に、現金出納簿の整理については同規則第118条に定められているが、本指摘事項は同規定に抵触する。また、未納付の現金が長期間にわたって課内に留め置かれ、出納閉鎖期日も超えていることが見過ごされていたことについては、チェック体制の不備も指摘せざるを得ない。</p> <p>現金の取扱いにあたっては、同規則等の関係規定を順守するとともに、所管するすべての事業における現金管理の実態を再点検し、早急に事務執行体制を改められたい。</p>
----------------------------	---

本件指摘事項を受けて、再発防止のため、複数人によるチェック体制を確立するなど、下記のとおり事務の執行体制を改めた。また、未納付となっていた現金については、「令和3年度」「国民健康保険会計」「諸収入」「雑入」として令和3年8月10日に納付した。今後、現金の取扱いにあたっては、関係規則等を遵守するとともに、所管するすべての事業における現金管理に誤りがなきよう、事務を執行していく。

- ① 証明書発行時に現金出納簿への記載を徹底する。
- ② 交付申請書決裁欄に「現金出納簿記帳」欄を設ける。
- ③ 現金出納簿に「領収書番号」の記載を義務付け、記載漏れが確認できるように改める。
- ④ 手提金庫内の手数料収入を専用のケースに収納し、証明手数料が金庫内に残っていることが明確となるよう改める。

措置事項